

## 日本専門医機構専門医にかかわる専門医共通講習についての公示

2019年5月20日  
一般社団法人 日本形成外科学会  
専門医生涯教育委員会  
委員長 上田 晃一  
一般社団法人 日本専門医機構  
形成外科領域専門医委員会  
代表 櫻井 裕之

2015年度より日本専門医機構による専門医更新審査・登録が開始され、当初の5年間は移行措置が設けられています。5年間（2015年度～2019年度）の移行措置期間の間は「学会専門医」、「機構専門医」どちらかの更新を選択していただきます。

「機構専門医」を選択された場合、専門医共通講習および形成外科領域講習の受講が必須となりますが、その専門医共通講習について、下段のとおり変更がありますので、特に下線部についてご確認くださいませようをお願いいたします。

なお、今回は変更箇所のみ示しています。詳細は6月号でご案内いたします。

### 1. 専門医共通講習

「専門医共通講習」は、各領域の枠をこえた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習を指します。

- ・医療安全（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・感染対策（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・医療倫理（必修項目：5年間に1単位以上）※臨床倫理，研究倫理，生命倫理を含む
- ・医療制度と法律
- ・地域医療
- ・医療福祉制度
- ・医療経済（保険医療に関するものを含みます）
- ・臨床研究/臨床試験
- ・両立支援（治療と仕事）
- ・その他（指導医講習については2018年より「形成外科領域講習」に含むことになりました。ただし2017年度以前に行った指導医講習会は共通講習として認められます）

1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習をもって1単位、2時間以上の講習は2単位と算定しています。

- (1) 講習会・講演会：講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）の演者によるもの。1時間当たり1～2名の演者。
- (2) シンポジウム，ワークショップ：講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）の講演で構成されるシンポジスト，講演者など。

なお、共通講習は営利団体が主催・共催・後援するものは原則として認めないことになりましたので、講習を申請するにはご注意ください。また、講演者と講演内容については、利益相反事項に問題がないものを認めます。

形成外科領域講習においては営利団体の共催は可です。

1) 日本形成外科学会が承認する専門医共通講習

専門医共通講習は現在、日本形成外科学会またはサブスペシャリティ学会が開催する講習は日本形成外科学会がそれを審査・認定しています。

2) 他団体が主催する専門医共通講習

医師会等が主催する講習会や他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できます。

i) 日本医師会

原則として、都道府県医師会が主催する講習会は日本医師会で審査・認定し、地域医師会などが開催する講習会の取り扱いは、日本医師会が発出する実施要綱にしたがってください。

ii) その他

2018年4月より、下記団体の講習も専門医共通講習として承認されました。詳細はそれぞれの団体にご確認ください。

- ・日本医療機能評価機構（地域フォーラム，全体フォーラム）：医療安全講習
- ・臨床試験医師養成協議会：医療倫理講習

3) 施設で開催された専門医共通講習

2018年3月31日までは、日本形成外科学会の専門研修施設群，認定施設・教育関連施設で行われた講習についてはその単位を認めます。e-learningについても、受講を証明できるならば単位として認められます。なお、営利団体が主催または共催するセミナーは原則としてこれに含めないことになっています（ただし、学会で審査し、機構によって認められたものはこの限りではありません）。

2018年4月1日からは、**基幹施設ならびに連携施設**が開催するものについては、原則として日本専門医機構で審査・認定を行います（2018年3月31日までは連携候補施設，地域医療施設も含めた専門研修施設群すべての施設，認定施設・教育関連施設を含みましたが，機構審査では基幹施設および連携施設のみとなりました）。詳細については、日本専門医機構による「共通講習申請の手引き」を参照してください。

< <http://www.japan-senmon-ijp/renew/application.html> >

施設内共通講習の質問については、下段へお問い合わせください。

日本専門医機構共通講習申請担当メールアドレス：kyotsu-koshu-system@jmsb.jp

2. 学術業績・診療以外の活動実績

学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員として活動を行った場合、1年度につき下記単位を付与します。

- ① 委員長として報告書作成 3単位
- ② 委員として調査委員会へ参加 2単位
- ③ 報告書査読等，調査へ協力 1単位

上記活動につきましては、日本医療安全調査機構より認定証が発行されますので、それを証明書といたします。コピーをご提出ください。

3. 下記の団体に勤務している場合、診療実績および学術業績・診療以外の活動実績において、その団体での業務が業績として認められる場合があります。個別に委員会にご申請ください。

- 1) 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
- 2) 日本医療研究開発機構 (AMED)
- 3) 厚生労働省地方厚生局 指導医療官
- 4) 厚生労働省医系技官
- 5) 国立感染研究所
- 6) 外務省医務

以上

## 【参考】 必修共通講習の内容（具体例）【機構提示】

### 1. 医療倫理

#### (1) 臨床倫理

- ・医療倫理の基本原則，法と倫理
- ・医師・患者関係の倫理（インフォームドコンセント，同意能力，守秘義務）
- ・倫理上の臨床課題（終末期医療，出生をめぐる問題，臨床課題へのアプローチ法）
- ・医療資源配分

#### (2) 医学研究と倫理

- ・人を対象とする研究倫理の歴史と基本原則
- ・人を対象とする研究倫理に関する国内外の関連法規・ガイドライン  
「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」
- ・研究倫理審査委員会，治験審査委員会の機能と役割
- ・先端的な医学・生命科学をめぐる倫理的課題
- ・公正な研究（Research Integrity）
- ・利益相反（COI：Conflict of Interest）

#### (3) 以上の医療倫理に関する項目と関連する事項

### 2. 医療安全

#### (1) 医療の質の評価と改善の方略

#### (2) EBM（Evidence-based Medicine）を含むベストプラクティスの実践

#### (3) 医療の経済性，効率性への配慮

#### (4) 医療に内在するリスクと安全な医療の提供

（スイスチーズモデル，ハインリッヒの法則，PDCA サイクル，危険予知トレーニング）

#### (5) インシデント・アクシデント発生時の適切な対応

（現場対応，インシデント・アクシデントレポートなど）

#### (6) エラーの要因とその防止

#### (7) 医薬品・医療機器関連有害事象と安全対策

#### (8) 公的補償制度（PMDA の医薬品副作用被害救済制度や各都道府県の制度）

#### (9) 以上の医療安全に関する項目と関連する事項

### 3. 感染対策

#### (1) 標準予防策（スタンダード・プレコーション）

#### (2) 感染経路の理解と経路別予防策

#### (3) 感染症発生時の適切な対応

#### (4) 耐性菌対策と抗菌薬の適正使用

#### (5) 新興・再興感染症への対応

#### (6) 以上の感染対策に関する項目と関連する事項